第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条第一項中「第三十九条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十七条第一項第二号」に改める。

第九条中「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第三十九条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

第十条中「第四十一条第一項第一号」を「第三十九条第一項第一号」に改める。

第十一条中「第四十一条第四項第一号」を「第三十九条第四項第一号」に改める。

第十二条中「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第四十三条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第四十六条」を「第四十四条」に、「第四十八条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第四十七条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加える。

第十三条中「第五十四条第三項」を「第五十二条第三項」に改める。

第十四条中「第五十五条第三項」を「第五十三条第三項」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十六条及び第十七条第一項中「第七十五条第一項」を「第六十六条第一項」に改める。

第十八条第一項中「第七十五条第二項」を「第六十六条第二項」に改める。

第十九条第一項中「第七十五条第三項」を「第六十六条第三項」に改める。

第二十条第二号中「第二条第二十一項」を「第二条第十八項」に改める。

第二十三条　削除

第二十八条第一項第一号中「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に、「、法第二十七条第一項」を「又は法第二十六条第一項」に、「認定特定事業再編事業者又は法第百二十二条第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」を「認定特別事業再編事業者」に改める。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第十一項」を「第二条第十四項」に改める。

第十四条第一項中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十三条並びに第四十七条第二項」を「法第二十八条第二項において準用する法第二十六条第一項及び第三項、法第二十九条から第三十一条まで並びに法第五十九条第三項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）」に改め、同条第二項中「第四十九条第十一項」を「第六十一条第十一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第四十六条第三項並びに第四十七条第一項」を「第五十八条第三項並びに第五十九条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

七　中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であって当該経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限　当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第四十六条第二項及び第四十七条第一項」を「第五十八条第二項及び第五十九条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条第二項及び第四十七条第一項」を「第五十八条第二項及び第五十九条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

六　中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であって当該異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十六条第一項並びに第四十七条第一項」を「第五十八条第一項並びに第五十九条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条第一項並びに第四十七条第一項」を「第五十八条第一項並びに第五十九条第一項」に改め、同項第二号中「第十三条第一号」を「第十四条第一号」に改め、同項第六号中「第十三条第三号」を「第十四条第三号」に改め、同項に次の二号を加える。

十一　法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限　当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

十二　中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方環境事務所又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方環境事務所が同一であるものに関する環境大臣の権限　当該地方環境事務所長

イ　その地区が一の地方環境事務所の管轄区域を超えない地区組合

ロ　その行う事業が一の地方環境事務所の管轄区域内に限られる法第二条第五項に規定する一般社団法人

第十一条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「（権限の委任）」を付する。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第三十八条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第十六条第十一項」を「第十八条第十一項」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

（経営力向上計画に係る特定許認可等）

第八条　法第十三条第四項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。

一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可

二　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可

三　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条又は第五条の許可

四　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の許可

五　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十五条の許可

六　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可

2　特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第十三条第六項の同意のために必要な書類を定めることができる。

3　法第十三条第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る経営力向上計画に記載する場合には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならない。

4　主務大臣は、法第十三条第六項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。

附則第二項中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「第八条」を「第九条」に改める。